

事 務 連 絡
令 和 元 年 7 月 1 8 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 本 部 } 御 中

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課
消 防 庁 予 防 課
消 防 庁 危 険 物 保 安 室

有害使用済機器及び産業廃棄物の保管場所等の防火対策等に係る関係部局との連携について

令和元年5月15日に、茨城県常総市坂手町地内の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所における火災が発生し、また、全国各地の産業廃棄物処理施設等においても火災が発生している状況にあることから、環境省は、別添の「有害使用済機器及び産業廃棄物の保管場所等における火災防止について（通知）」において、有害使用済機器及び産業廃棄物の適正な保管及び処分が行われるよう、都道府県等の産業廃棄物行政担当部局に対し、指導の徹底を通知しています。

この通知において、火災予防や消火活動の円滑化の観点から、都道府県等の産業廃棄物行政担当部局に対し、消防機関と連携して指導を行うよう示されていることを踏まえ、担当部局等から相談等があった場合は、「産業廃棄物等に係る消防対策について」（平成10年2月5日付消防消第15号・消防予第15号・消防危第11号）を参考に、有害使用済機器及び産業廃棄物を集積・保管している施設に対し、担当部局等と密接な連携を図り、担当部局等の行う立入検査等に同行するなど、実態把握に取り組み、適切な火災予防指導を行うとともに、必要に応じて警防計画の策定などに配慮願います。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

< 警防計画の策定に関すること >
消防庁消防・救急課警防係
担当：本田係長、黒谷事務官
電話：03-5253-7522
< 火災予防に関すること >
消防庁予防課予防係
担当：吉田係長、上村事務官
電話：03-5253-7523
< 危険物等の保安に関すること >
消防庁危険物保安室指導調査係
担当：小島係長、大西事務官
電話：03-5253-7524